

栗原市広告事業実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、栗原市広告事業実施要綱（平成26年栗原市告示第114号）第3条第3項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載等の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定される屋外広告物をいう。）の内容及びデザインについては、当該屋外広告物を掲出する地域の特性に配慮するとともに、周辺的美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

(個別の基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更正手続中の事業者
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市の広告媒体に掲載する広告として不適切であると市長が認めるもの

(掲載基準)

第6条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又は

サービスを提供するもの

ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの

エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

カ 社会的に不適切なもの

キ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現、根拠のない表示や誤解を招くような表現

イ 射幸心を著しくあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の広告媒体に掲載する広告として不適切であると市長が認めるもの

(ウェブページに関する基準)

第7条 ウェブページへの広告に関しては、ウェブページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブページの内容についてもこの基準を適用する。

附 則

(実施期日)

この基準は、平成19年1月24日から実施する。

附 則

この基準は、平成19年6月7日から実施する。

附 則

この基準は、平成26年4月18日から実施する。